

## 有力ジェントリの条件

— 一八世紀末イギリス・サフォーク州の一事例 —

青木 康

はじめに

一八世紀イギリス史の研究において、地主貴族は自律的な地域社会の統治者として重視されてきたが、統治者としての彼らの地位が具体的にはどのように維持されていたのかという点についての我々の知見は意外に乏しいと言わなければならない。その理由のひとつは、地主貴族の地域社会内における位置を個々の家門にそくして明らかにしようとする研究が、史料上の制約もあって、中央政界でも大物の政治家として活躍した上級の爵位貴族や巨大ジェントリを対象とするものにほとんど限られてしまっていることである。もちろん、例えば、イングランド北部で有力であったローザー家を扱ったJ・V・ベケットによる研究<sup>2</sup>や、第四代ベドフォード公をとりあげたエドワード・ジョンソンの未公開博士論文<sup>3</sup>などは、我々にとってきわめて興味深い

事例を提供してくれている。しかしながら、一般のジェントリとはかけ離れた、地主貴族の中でも特に強大な家門に偏った研究のみでは、結果的に、地主貴族支配の強さを過大評価することにならざるをえない。

このように一般のジェントリについての検討が立ち遅れている研究史の現状からすれば、一八世紀イギリスの地主貴族支配の問題をよりいっそう解明するためには、主として地元の州で活躍したジェントリの一家門について、できるだけ具体的な検討を行なうというのがひとつの有力な方法であると考えられる。ただ、その一方で、従来の一八世紀議会政治史研究の豊かな蓄積の活用もはかりたいので、当面は、州社会を主たる活動領域としつつも、下院議員を出すなど、ある程度まで中央政界との直接的なつながりももっていたジェントリの家門をとりあげて研究することが有益であろう。

本稿では、このような観点にたつて、イングランド東部のサフォーク州において一八世紀を通じて有力であったデイヴァーズ (Davens) 家<sup>①</sup>をとりあげ、特に一七八二年に同州で行なわれた募金事業の事例から、ジェントリの一家門が地域社会の統治者として認められる条件について考えてみることにしたい。

註

(1) 一八世紀イギリスの地主貴族については、とりあえず、拙稿「地域社会と名望家支配——一八世紀イギリスの地主貴族——」(柴田三千雄他編『規範と統合』世界史への問い5、岩波書店、一九九〇年所収)を参照。なお、一八世紀のイギリス(グレート・ブリテン王国)には、イングランドとともに、ウェールズとスコットランドが含まれるが、本稿においては後二者について言及することができなかった。

(2) J. V. Beckett, *Coal and Tobacco: The Lowthers and the Economic Development of West Cumberland, 1660-1760*, Cambridge, 1981.

(3) Edward Johnson, "The Bedford Connection: The 4th Duke of Bedford's Political Influence Between 1732 and 1771", Ph. D. Thesis, Cambridge University, 1980.

(4) サフォーク州のデイヴァーズ家を具体的検討の対象として選び出すにあたっては、次の二点を考慮した。①一八世紀のサフォーク州には、圧倒的な勢力をもった爵位貴族などがお

史苑(第六〇巻一号)

らず、州選出下院議員の選挙などでは地元ジェントリの活発な動きが見られた。②一八世紀のデイヴァーズ家からは三人が下院議員となり、議員を出していた期間は七〇年以上におよんだ。

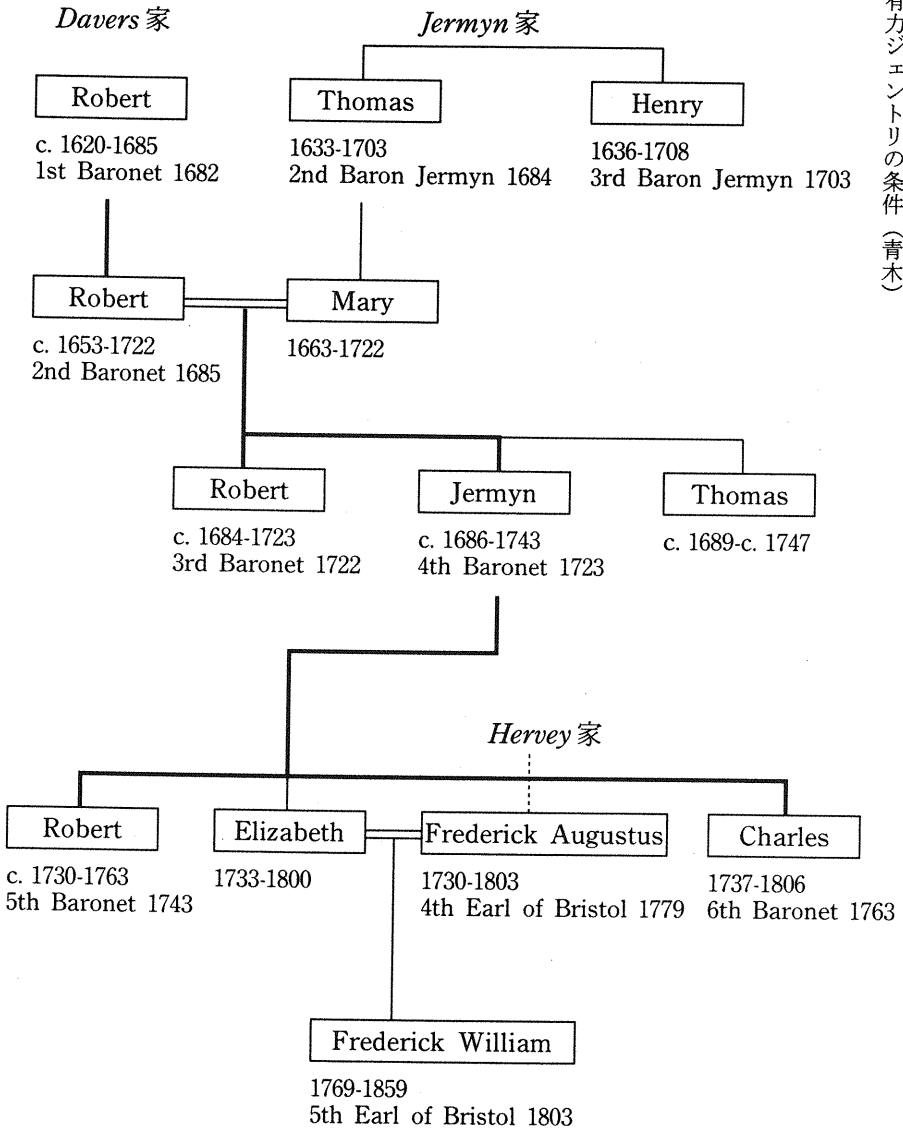
## 一 デイヴァーズ家

ここではまず、本稿が検討の対象とするデイヴァーズ家について、ごく簡単に概観しておく。<sup>①</sup>

ジェントリとしてのデイヴァーズ家の歴史は、一七世紀後半の名誉革命直前の時期に始まる。初代のロバート・デイヴァーズは、若くして西インド諸島のバルバドス島に渡り、奴隷制プランテーションの経営を通じて一代で財をなした。晩年に本国に戻りたいわゆる「植民地ジェントルマン」であった。そして、彼は一六八〇年頃にサフォーク州西部の中心都市であるベリ・セント・エドモンズ (Bury St. Edmunds) 市の近郊の土地を購入して真正のジェントルマンとなり、その直後の一六八二年には准男爵 (Baronet) に叙せられた。その息子である第二代准男爵ロバートは地元の名門ジャーミン家出身のメアリを妻に迎え、やがてラッシュブルック (Rushbrook) の屋敷をはじめとするジャーミン家の財産を継承することになった。

系図

有力ジェントリの条件 (青木)



この第二代准男爵ロバート・デイヴァーズと、その次男の第四代准男爵ジャーミン・デイヴァーズは、ともに一八世紀前半にサフォークの州選出の下院議員に選ばれている。彼らはいずれも中央政界で官職に就いたりすることはなかったものの、州選出議員歴はふたり合わせると三〇年以上にも達する。下院議員の中でも都市選出議員と較べて格が特に高かった州選出議員を長年出していたということから、植民地帰りで、サフォーク州の住人としては相対的に新参者であったとしても、デイヴァーズ家が一八世紀半ばまでには州の地主貴族社会に完全に受け入れられていたと判断できよう。また、少なくとも第二代以降の歴代の当主がサフォーク州の治安判事に任じられていたことも<sup>3</sup>、デイヴァーズ家の州内における地位の高さを示すものと言える。その後、同家は、一八〇六年に、初代ロバートの曾孫で、第四代ジャーミンの次男にあたる第六代准男爵のサー・チャールズ・デイヴァーズが死亡した時点で、男の系統が絶え、ジェントリの家としては断絶してしまう。デイヴァーズ家の財産は、近隣の爵位貴族で、チャールズの姉のエリザベスが嫁いでいたプリストル伯爵家が引き継ぐことになる。このように、ジェントリとしてのデイヴァーズ家は准男爵六代、合わせて百二十数年間の歴史を誇ったが、本稿では一八世紀末の事例について検討するので、その時期デイ

史苑（第六〇巻一号）

ヴァーズ家の当主であった第六代准男爵チャールズ・デイヴァーズについて、もう少し詳しく見ておきたい。サー・チャールズ・デイヴァーズは、兄の第五代准男爵ロバートの死によりデイヴァーズ家を継ぎ、一七六八年に下院議員に初当選した。その後、彼は七四年には地元ペリ・セント・エドマンズ市に選挙区を移し、以後議会から引退する一八〇二年まで二八年間にわたって、同市の有権者の強い支持を受けて議席を守った。確かに彼は、祖父の第二代ロバートや父の第四代ジャーミンとは異なり、自分自身が州選出議員となることはなかったが、州選出議員の選挙の際には、候補者指名集会の場で候補者を自ら推薦するなど、やはりサフォーク州の政治にきわめて大きな影響力をもっていた。彼の活動は水路建設事業、民兵など様々な分野で見られたが、本稿では特に、一七八二年の後半に州をあげて行なわれた国土防衛に協力するための募金事業（以下、国防募金と略記することがある）に着目する。以下、主として金銭的な面で、この事業に彼が他の地主貴族とともにどのような役割を果たしたのかを具体的に検討することによって、サフォーク州のジェントリ社会における彼の位置を確認してみたい。その作業は、一八世紀末イギリスの地域社会において統治を担う有力なジェントリとして認められる条件がいかなるものであったのかを知る糸口となるであろう。

有力ジェントリの条件(青木)

註

- (1) デイヴァーズ家については、主として、*Rushbrook Parish Registers, 1567 to 1850 with Jernyn and Davers Annals*, Woodbridge, Suffolk, 1903; I. T. Pitt, *The Davers of Rushbrook and the Hervey Connection*, 1997 によった。また、議会史財団の下院研究、*Romney Sedgwick, The House of Commons 1715-1754*, 2 vols, London, 1970; Lewis Namier and John Brooke, *The House of Commons 1754-1790*, 3 vols, London, 1964; R. G. Thorne, *The House of Commons 1790-1820*, 5 vols, London, 1986 にも関連する有益な情報が多かった。また、議会史財団の御好意により、同じシリーズで現在編纂中の一六九〇年から一七一五年を扱った巻の原稿の一部を参照することができた。なお、筆者は現在、デイヴァーズ家の歴史を概観した別稿を用意している。
- (2) デイヴァーズ家とその周辺の人々については、本稿中に掲げた系図を参照。
- (3) Public Record Office, C 234/35.

二 一七八二年の国防募金

この章では、サー・チャールズ・デイヴァーズがかかわった一七八二年の国防募金の概要を見ることにする。

この事業は、アメリカ独立戦争末期のイギリスの危機的な状況を背景に行なわれた。一七七五年に始まったアメリカ

カ独立戦争は、一七八二年の夏には、フランス、スペインなどを敵にまわしたイギリスにとつて、きわめて不利な状況のまま、その最終局面をむかえようとしていた。事実、この年の一月には、シェルバーン政権のもとで講和仮条約が結ばれ、翌八三年秋の正式の講和、そしてアメリカ合衆国独立の承認が外交的に準備されることになる。しかしながら、八二年七月の時点においては、このような展開はまだ確かなものとしては予想されておらず、市民の間では、特にフランス軍による侵入の脅威にさらされているイギリス本国の防衛に協力しようとする動きが見られたのである。サフォーク州でも、そのための住民集会(General Meeting of the County)が八月五日の月曜日に開かれることになり、創刊されたばかりの週刊の地方新聞『ベリ・ポスト』(*Bury Post*)に集会開催の案内が掲載された。

住民集会の案内文書(七月二二日付け)によると、その招集者は、州のシェリフを務めるウイリアム・シドルトン(William Middleton)で、開催場所は州中部のストウマーケット(Stowmarket)となっていた。この招集者と開催場所は、一八世紀のイギリスにおいて非常に重視されていた州選出議員の選挙のために開かれる候補者指名集会と同じであった。このことは、国防募金事業を決定することになる八月五日の住民集会が、州の正式な意志決定の場として

位置づけられるものであったことを意味している。この時、本国の防衛に協力する方法としては、海軍に人員を提供する案と、海軍の艦船を建造する案の二つが考えられていたが、八月五日の集会では、海軍の艦船、具体的には七四門の砲をそなえた第三級の戦列艦(Ship of the Line)の建造のために、州の住民が自発的な寄付 (Voluntary Subscriptions)を行なうことが満場一致で決定された。そして、募金事業がその場でただちに開始されることになった。<sup>3)</sup>

この募金事業の進捗状況については、上述の『ベリ・ポスト』紙に八月二日以降掲載された、シェリフのミドルトンによる報告から知ることができる。次章に掲げた表1「サフォーク州国防募金 一七八二年」は、その報告を筆者がまとめたものである。まず、表1の「金額」と「累積金額」の欄を見ることにしよう。「掲載日」が八月二日Aになっている部分が、八月五日の集会の場でただちに申し出のあった寄付を表すが、その金額は四、二〇〇ポンド近くにのぼっている。さらに、その日以降に集まった金額を合わせると、募金額は、八月二日発行の『ベリ・ポスト』に発表された数字で早くも一〇、六七九ポンド、八月二九日までで一三、三三〇ポンド、九月五日までで一五、四九四ポンドというように順調に伸び、一〇月一七日までには

二〇、〇七八ポンドに達している。募金事業自体はこの後もまだしばらくは続けられていくことになるが、運動としては先細りになっていき、金額の伸びもごく小さなものになってしまふので、本稿での寄付者についての分析は、一〇月一七日発行の『ベリ・ポスト』紙に掲載されたものまでを対象とする。

一七八二年のサフォーク州の国防募金事業は、二カ月余りで二万ポンドという大きな金額を集めており、その点では、一定程度の成功をおさめたものと評価することができよう。しかし、一八世紀後半に第三級の戦列艦を建造するには、三万ポンド程度はかかったと考えられ、<sup>5)</sup>寄付金による戦列艦建造という目標の実現のためには、同様の募金事業を進めている他の州と協力する必要がある。このため、九月一〇日に募金事業を運営するための委員会がやはりリストウマーケットで開かれた際、艦船の建造はサフォーク州以外に一二の州がこの運動に加わってきた時点で行なう、シェリフのミドルトンには、他州のシェリフと連絡をとって、この種の事業についての情報を得るよう要請するとの決議がなされた。<sup>6)</sup>さらに、再び十一月一日に開かれた委員会でも、まだ回答を寄せていない州があるとの理由で、艦船建造の件の決定は翌八三年の四月下旬まで先送りされ、集まった寄付金は使われることなく、新しい年を迎えるこ

有力ジェントリの条件（青木）

ととなった<sup>(2)</sup>。この背景には、上述のように、一七八二年一月の末に講和仮条約が結ばれるなど、この種の戦争協力のための募金事業をめぐる環境が、時とともに悪化しつつあったという事情があった。そして、この国防募金事業は結局、具体的には何の成果も生まず、集めた寄付金を寄付者に返却するという結末にいたるのである。

註

(1) アメリカ独立戦争がイギリス本国自体を軍事的な危険にさらしていたことについては、拙稿「ホイッグ党とヨークシャー運動」、『史学雑誌』八七編二号、一九七八年）、特にその五頁を参照。

(2) 一八世紀の州選出議員の選挙における候補者指名集会については、拙著『議員が選挙区を選挙』一八世紀イギリスの議会政治（山川出版社、一九九七年）、第三章「サー・ジョージ・サヴィル」を参照。

(3) Jane Fiske ed., *The Oakes Diaries: Business, Politics and the Family in Bury St Edmunds 1778-1827*, Vol.1 (Suffolk Records Society Publication, Vol. 32), 1990, p. 225. この史料は、後に本文中でも触れられるヘリ・セント・エドマंडズ市の有力市民で国防募金事業にもかかわったジェームズ・オークスの日記である。

(4) *Bury Post*, Aug. 22-Oct. 17, 1782. なお、『ヘリ・ポスト』紙上に掲載された寄付者と寄付金額のリストには、明らかな誤りと考えられる箇所があり、また、姓のみしか記されてお

らず、個人を特定できないといった場合も少なくないが、それらによって本稿の結論が大きく変わることはないと考えられる。

(5) John Brewer, *The Sinews of Power: War, money and the English state, 1688-1783*, London, 1989, p. 34.

(6) *Bury Post*, Sept. 12, 1782.

(7) *Ibid.*, Jan. 9, 1783.

(8) *Rushbrook Parish Registers*, p. 382; *Bury Post*, May 1, 1783.

### 三 寄付者の分析

この章では、一七八二年の夏からサフォーク州で進められた国防募金の寄付者について検討する。基本となる史料は、『ヘリ・ポスト』紙に掲載されたこの募金事業の経過報告で、前章で述べた通り、一七八二年の八月二二日号から一〇月一七日号までを利用する。

#### (一) 寄付者の概要

募金事業が一七八二年八月五日に開始されて以降、最初の二カ月余りの間に寄付をした者は、表1の「寄付者人数欄」にあるように、三、〇五二人にのぼる。この三、〇五二人の中には、次の第二節「多額寄付者」でも触れられるよ

うに、団体が含まれる。また、同一人による追加寄付があった際にも、表1では別人として数えられている。寄付者の人数を正確に言うことは困難であり、ここでは、『ペリ・ポスト』紙に寄付金額が記載された件数を人数と見なして、議論を進めることにする。

表1の中で筆者は、これらの寄付者を寄付金額一〇〇ポンドを境に「多額寄付者」と「少額寄付者」とに分けているが、その区分では、一〇〇ポンド以上の多額の寄付者が五三人、一〇〇ポンド未満の少額の寄付者が二、九九九人となる。さらに詳しく検討すると、寄付金額の分布には目立った特徴が認められる。二、九九九人の少額寄付者の中で、五〇ポンドを上回り一〇〇ポンドには満たない金額を寄付した人物はわずかに一人で、その人物も五一ポンド一〇シリングを寄付したにすぎない〔追記参照〕。すなわち、この国防募金の寄付者は、寄付額が一〇〇ポンド以上の者と五〇ポンド以下の者という二種類に非常にはつきりと分かれるのである。

このうち、一〇〇ポンド以上を寄付した多額寄付者は、人数の上では五三人で、全体のわずかに二パーセントにすぎないが、金額では九、九〇五ポンドを寄付して、全体の四九パーセントをしめている。他方、少額寄付者の中には、三〇ポンドから五〇ポンドといった金額を出した人々もあ

表1 サフォーク州国防募金 1782年

掲載日	金額		累積金額		寄付者人数				多額寄付者			少額寄付者			
	£	s	£	s	全体	多額	%	少額	%	£	s	%	£	s	%
8月22日A	4199	7	4199	7	29	14	48	15	52	3700	0	88	499	7	12
8月22日B	6479	17	10679	4	940	13	1	927	99	2300	0	35	4179	17	65
8月29日	2651	14	13330	18	595	8	1	587	99	900	0	34	1751	14	66
9月5日	2163	3	15494	1	540	5	1	535	99	1000	0	46	1163	3	54
9月12日	1667	5	17161	6	444	4	1	440	99	600	0	36	1067	5	64
9月19日	1657	12	18818	18	314	7	2	307	98	700	0	42	957	12	58
10月3日	1034	10	19853	8	106	2	2	104	98	705	0	68	329	10	32
10月10日	109	14	19963	2	45	0	0	45	100	0	0	0	109	14	100
10月17日	115	10	20078	12	39	0	0	39	100	0	0	0	115	10	100
計	20078	12			3052	53	2	2999	98	9905	0	49	10173	12	51

典拠：Bury Post, Aug. 22-Oct. 17, 1782.

\*掲載日8月22日Aは、8月22日掲載分のうち、8月5日の集会の場で寄付した者。Bはそれ以外。

\*同一人物による追加寄付は別人によるものとした。団体も人数は1と数えた。

\*多額の寄付者は£100以上の寄付者。



有力ジェントリの条件 (青木)

る程度いたものの、その一方で、わずかに二シリング六ペンス、すなわち八分の一ポンドを寄付した人々も相当数含まれていた。そのため、この少額寄付者の方は、人数では九八パーセントと圧倒的であったが、金額では五〇パーセントをほんのわずかに上回ったにすぎなかった。国防に協力するための募金事業が州の正式の意志決定手続きに準じた形で決定されれば、一〇〇ポンドという大金をさつと投げ出すことのできる実力者がサフォーク州には数十人おり、彼らとその下の層との間には、かなりはつきりとした断絶があるという点を確認することができるであろう。

註

(一) 募金事業の中止が一七八三年四月にはつきりとした際、五〇ポンド以上の寄付者は事務経費分として寄付金額の四〇分の一を支払うことを求められた。(Bury Post, May 1, 1783) この点に注目すれば、寄付金額の多額と少額を分ける境界として、一〇〇ポンドではなく五〇ポンドを採用することも考えられる。今後の検討課題としたい。

(二) 多額寄付者

次に、多額寄付者の顔触れについて、表2「多額寄付者一覧」によって個別具体的に見ることにしよう。表2は、一〇〇ポンド以上を寄付した多額寄付者五三人を金額の多

い順に(同一金額の場合は典拠としている『ベリ・ポスト』紙での氏名掲載順に)並べたものである。内容の検討に先立って、形式的なことで補足の必要があると思われることに一言触れておきたい。

まず、九番と一七番のヴァネック(G. W. Vanneck)は同一人物で、九番の三〇〇ポンドは八月五日の集会の場で、一七番の二〇〇ポンドは追加で寄付された。また、三番の「デリの聖職者」の六〇〇ポンドは、アイルランドのデリ主教区の聖職者たちの寄付をとりまとめたもので、最高額を出した一番の第四代ブリistol伯(Frederick Augustus Hervey, 4th Earl of Bristol)がデリ主教でもあったという関係から、このような寄付がなされたと考えられる。さらに、四六番はサフォークの州都イプスウィッチ(Ipswich)の市自治体であった。したがって、この多額寄付者のリストに個人として登場するのは五〇人ということになる。

それでは、リストの最上層に位置する特に多額の寄付をした人々を見てみよう。そこには、アイルランドのデリ主教でもある一番のブリistol伯、元首相でサフォークの州長官(Lord Lieutenant)を務めていた二番の第三代グラフトン公(Augustus Henry Fitzroy, 3rd Duke of Grafton)、アメリカ独立戦争のヨークタウンの戦いで指揮をとった四番のコーンウォリス伯(Charles Cornwallis, 2nd

表2 多額寄付者一覽

番 号	寄 付 者		寄 付 金 額 £	下 院 議 員 (1)	呼 び か け 人	番 号	寄 付 者		寄 付 金 額 £	下 院 議 員 (1)	呼 び か け 人
	氏 名	称 号					氏 名	称 号			
1	Bristol	Lord	1000			28	Jennens, William		100		
2	Grafton	Duke of	600	1665		29	Grigby, J.	Esq.	100	2019	○
3	Clergy of Derry (2)		600			30	Mosely, William		100		
4	Cornwallis	Lord	500	1073		31	Crespigny		100	1270	
5	Rutland	Duke of	500	2997		32	Crofts, Richard		100	1152	
6	Rous, J.	Sir	300	3927	○	33	Adair, Alexander		100		
7	Bunbury, C.	Sir	300	636	○	34	Barne, Miles		100	254	
8	Davers, C.	Sir	300	1241	○	35	Long, Charles		100		
9	Vanneck, G. W.	Sir	300	4636	○	36	Calthorp, J.	Esq.	100	715	
10	Mure	Mr.	300			37	Brise, Shad.	Esq.	100		
11	Hertford	Earl of	300			38	Varey, W.	Mr.	100		
12	Keppel	Lord	300	2583		39	Jersey	Lord	100	4674	
13	Kent, Charles	Sir	200	2579	○	40	Hopkins, R.		100	2370	
14	Gooch, T.	Sir	200			41	Crofts	Rev. Esq.	100		
15	Conway	Gen.	200	1028		42	Drake, W. jun.		100	1373	
16	Dysart	Lord	200			43	Keene, B.		100	2564	
17	Vanneck, G. W.	Sir	200	4636	○	44	Leathes, John	Esq.	100		
18	Bayly, Nath.	Esq.	105	293		45	Hervey	Hon. Col.	100	2276	
19	Maynard	Mr.	100			46	The Corporation of Ipswich		100		
20	Sparrow	Mr.	100	4220	○	47	Fonnereau, M.		100	1710	
21	Frere	Mr.	100		○	48	Fonnereau, Tho.		100	1712	
22	Broke	Mr.	100			49	Rush, Samuel		100		
23	Golding	Mr.	100			50	Roseberry	Lord	100		
24	Dillingham	Mr.	100		○	51	Nassau, G.	Kon.	100		
25	Middleton	Mr.	100		○	52	Chapman, W.	Sir	100		
26	Philipson	Gen.	100			53	Staunton, Tho.		100	4278	
27	Gage, T.	Sir Bt.	100								

注1：寄付者がその生涯のある時点で下院議員となっていることが確認できれば、  
G. P. Judd *Members of Parliament 1734 - 1832* に付けられた議員番号を記した。

注2：The Clergymen of the Diocese of Derry, assembled at a visitation

Earl Cornwallis)、翌年には閣僚となる五番の第四代ラランド公 (Charles Manners, 4th Duke of Rutland) というように、サフォーク州内で影響力をもつだけでなく、全国的にもよく名を知られた上級の爵位貴族が並んでいる。彼らの寄付額はプリストル伯の一、〇〇〇ポンドをはじめ、五〇〇ポンド以上である。

以上を第一グループとするならば、彼らに続く第二グループを構成するのは、延べ一二人、ただし九番と一七番は同一人物であるから、実際には一人の二〇〇ポンドないし三〇〇ポンドの寄付者たちである。この第二グループのうち、六番のラウス (John Rous) と七番のバンベリ (Thomas Charles Bunbury) はいずれも現職のサフォーク州選出議員であり、その在職期間はラウスが一六年、バンベリは四五年にも及んでいる。また、八番のデイヴァーズは、先に紹介したように、ベリ・セント・エドマンズ市選出の議員を二八年間、九番・一七番のヴァネックは州東部のダニッジ (Dunwich) 市選出の議員を二二年間にわたって務めていた。さらに、一三番のケント (Charles Kent) は前年度のサフォーク州のシェリフで、二年後にはサフォーク州に隣接するノーフォーク州セットフォード (Thetford) 市選出の議員となる。その他にも、一六番はダイサート伯爵 (Earl of Dysart) 家の当主で、スコットランド貴族であったため

下院議員にはなっていないが、この家は一八世紀初頭のスコットランド合同以前には州選出議員も出していた州内の名門であった。このように、二〇〇ないし三〇〇ポンドを寄付した第二グループには、下院議員を出す州内の有力ジェントリ家門が目立っている。表2には「呼びかけ人」という欄が設けられているが、そこに○が付いているのは、シェリフのミドルトンに対して国防に協力する事業を始めるために州の住民集会を招集するように要請した二四人のうちのひとりであることを意味する<sup>②</sup>。多額寄付者の第二グループに分類される人々は、その半分近くがこの呼びかけ人にもなっているが、それは彼らの政治的影響力の大きさを示すものと言えよう<sup>③</sup>。

第二グループの下に位置する第三グループは、一〇五ポンド (すなわち一〇〇ギニ) を出した一人を例外として、そろって一〇〇ポンドを寄付した三〇人あまりの人々である。彼らの中には、二年後に州選出議員となる二九番のグリグビ (Joshua Grigby) や、イプスウィッチ市選出の下院議員を二六年間にわたって務めた五三番のスタントン (Thomas Staunton) のような人物も含まれていたから、彼らと前述の第二グループとの本質的な相違を言うことはできないであろう。しかし、このグリグビの場合についても、やや詳細に履歴を検討すると、彼は一七八〇年の総選

挙ではイプスウィッチ市で落選しているし、八四年の総選挙こそ全国的なピット(William Pitt the Younger)首相支持ブームに乗って野党の現職議員バンベリを破って州選出議員に初当選したが、六年後の九〇年には出馬しないなど、州の有力者としての安定感、あるいは重量感にやや欠けるように感じられる。表2の「下院議員」と「呼びかけ人」の欄に示されているように、この第三グループの寄付者については、第二グループの場合と較べて、下院議員経験者やこの事業の呼びかけ人の比率が低くなっている。これらのことから、第三グループには、相対的に政治的影響力の小さいジェントリが多かったのではないかと推測される。

ただ、このように結論づけたからといって、地域社会内における第三グループの寄付者の影響力を過小評価することがあってはならないであろう。というのも、彼ら一〇〇ポンドを寄付したグループと、その下の少額寄付者との間には、既に述べたように、きわめて大きな、決定的とさえ思われる断絶があったからである。例えば、富裕な商人でベリ・セント・エドマンズでは市長を五度にわたって務めるなど、中流階級の中で確実に最上層部分に属する地域社会の有力者であったオークス(James Oakes)ですら、寄付額は二〇ポンドにすぎず、多額寄付者のうちの下層をし

史苑(第六〇巻一号)

めた第三グループにも遠く及ばなかった。しかし、この金額の低さを、国防募金事業に対する彼の熱意の欠如で説明することは難しいと思われる。オークスもまた、この事業を最初に呼びかけた二四人の呼びかけ人のひとりとしても名を連ねていたからである。また、資本主義的な大規模農業を主張した著名な農業経済学者のアーサー・ヤング(Arthur Young)と思われる人物は、わずか五ポンド五シリングしか出していない「追記参照」。こうした例は、一〇〇ポンド単位の多額の寄付を行ないえた地主貴族の力をあらためて感じさせるものであると言えよう。

註

- (1) 表2においては、本文中で後述する三つのグループの境目を太線で示している。
- (2) 二四人の名前については、*Bury Post*, Aug. 1, 1782.
- (3) 「政治的影響力」という言葉を使ったが、この募金事業への参加度を中央政界における党派性と直接的に結び付けるのは困難なように思われる。

## 結論

最後に、以上のような事実を踏まえて、第六代准男爵サー・チャールズ・デイヴァーズのサフォーク州内における位置

有力ジェントリの条件（青木）

を確認し、地域社会の統治者として社会的に認められる条件について考えることにしたい。

まず、デイヴァーズは多額寄付者の第二グループの中でも高額の三〇〇ポンドを提供している。再度、表2「多額寄付者一覧」に戻ると、デイヴァーズを寄付金額で上回った第一グループの個人四人は、いずれも州内だけでなく州外にも影響力をもつ爵位貴族であった。それに対して、デイヴァーズを含む第二グループに属する寄付者には、サフォーク州を中心に活躍する有力なジェントリが多く含まれていたと考えられるが、その中でデイヴァーズは、実力をもった二人の現職の州選出議員や、有名な海軍人で、当時は子爵の位を与えられて閣僚ともなっていた十二番のケッペル (Augustus Keppel, 1st Viscount Keppel)らと互して三〇〇ポンドを、しかも、八月五日の集会の場ですぐに出している。なお、九番・一七番のヴァネックは、二回合わせると五〇〇ポンドという第一グループに匹敵する金額を出したが、彼は「ヨーロッパでもっとも富裕な商人のひとり」と言われた父親の財産を引き継いだ大富豪であるので、他の地主貴族と同一の基準では評価しえない部分がある。ここで興味深いのは、ベリ・セント・エドマンズ市選出の議員としてデイヴァーズの同僚であった一五番のコンウェイ (Henry Seymour Conway) の態度である。彼は、純

粋に地元のジェントリであったデイヴァーズとは異なり、陸軍人、政治家として広く活躍してきた人物で、一七八二年三月から陸軍総司令官 (Commander-in-Chief) を務めていた。彼は下院議員としては生涯で五つの選挙区を代表した経験があったが、この当時は、第一グループの二番のグラフトン公の支持を受けてベリ・セント・エドマンズ市で議席を得ていた。そのため、もともとはこの募金事業にあまり賛成ではなかったコンウェイとしても、立場上、寄付をせざるをえないと考えるにいたったようである。この時、彼は二〇〇ポンドという金額が妥当かどうかを尋ねる書簡をグラフトン公に書き、その上で、二〇〇ポンドを寄付している。ただし、それが公表されるのは、八月五日の集会の場でただちに寄付を申し出たデイヴァーズからかなり遅れて、九月五日付けの『ベリ・ポスト』紙上においてであった。この同僚の寄付金額およびそれを出すまでの経過と比較すると、デイヴァーズはサフォーク州でも有数の、州選出議員級の實力者であったと断定することができるであろう。事実、表3の「呼びかけ人」の欄からも分かる通り、デイヴァーズはこの事業を最初に呼びかけた二四人のうちのひとりであり、さらに、デイヴァーズ家のことに詳しい文献によれば、まさに彼こそが誰よりも早くこの事業を始めることを提案したのである。

一八世紀末のイギリスで、統治を担う有力なジェントリとして多くの人々から認められるには、困難にあたって、巨額の寄付という形で自らの富を社会に提供しつつ、州の世論を導いていけるだけの経済力や政治力が必要であったわけである。一七八二年の募金事業は、それ自体はたいした成果をあげることにはなかったが、当時の有力ジェントリが、その統治者としての地位を維持するために地域社会で演じなければならなかった難しい役割、別の言い方をすれば、満たさなければならなかった前提条件をよく教えてくれているように思われる。

註

- (1) Namier and Brooke, *op. cit.*, Vol. 3, p. 573.
- (2) 下院議員がその生涯のうち数多くの選挙区の代表を経験することの意味については、前掲拙著『議員が選挙区を選ぶ』、特にその第四章「選出区移動からみた議員」を参照。
- (3) Suffolk Record Office, Bury St. Edmunds Branch, 423/140.
- (4) *Rushbrook Parish Registers*, p. 382.

「追記」本稿は、史学会第九六回大会の西洋史部会（東京大学、一九九八年一月一日）で行なった口頭報告をもとにしたものである。

本稿入稿後、筆者は一九九九年八月にイギリスで、一七八二年の募金事業に関する研究を進めることができた。例えば、*A List of Subscribers for the Purpose of Building A Ship of War for the Service of the Public...* Ipswich, 1782を参照すると、筆者の単純な見落としによるものを含め、本稿と食い違いがあることが発見された。現時点においては、それらによって、本稿の議論に重大な変更が生じることはないと考えているが、やや重要な数値の変更として、本稿一四五頁の「五〇ポンドを上回り一〇〇ポンドには満たない金額を寄付した人物はわずかに一人で、その人物も五一ポンド一〇シリングを寄付したにすぎない」という箇所は、「・・・人物はわずかに三人で、最多でも五二ポンド一〇シリング（五〇ギニ）を寄付したにすぎない」と訂正したい。また、農業経済学者ヤングについては、関心をもたれる読者も多いと思われるので、ここで付言しておきたい。彼の寄付金額について、本稿一四九頁では五ポンド五シリングにすぎないとしているが、今回、彼が一〇ポンド一〇シリングを追加で寄付したこと、さらに、この募金事業を擁護する文章を発表していたことなどを確認できた。また、John G. Gazley, *The Life of Arthur Young 1741-1820*, Philadelphia, 1973, p. 148に、ヤングの寄付額は二〇ポンドとされている。ちなみに、事実の確定に努めたい。

(本学教授)